特定技能・宿泊

接待防止の手引きと協議会の手続を確かめる

宿泊分野：2026年5月22日からの条件

ホテル・旅館の人事の担当者の方へ

この資料で分かること

1 2026年5月22日から加わった条件

2 接待をさせないための準備

3 協議会の入会・変更・退会のしかた

2026年10月2日 確認

2026年5月22日から、接待を防ぐ手だてが要ります

項目	内容
施行日	2026年5月22日
足りなくなったこと	接待をさせないと決めるだけ
例	手引きを作り、それに沿って対応

ここでの接待は、風俗営業の法律でいう接待のこと。

施行のときに申請中か許可済みの人には、前の基準が使われる。

手引きを作り、研修と記録で使える形にします

- [] バーやラウンジなど接待になりうる業務を分けた
- [] 接待防止の手引きを作った
- [] 新しく入った人と現場の責任者に研修をした
- [] 研修の日時・参加者・内容を記録した
- [] 客に求められたときの断り方を決めた
- [] 迷う業務は、先に専門家へ確かめた

「禁止」と書くだけで終わらせません。

国から委託を受けた会社の調査にも、協力が要ります

協力の相手	求められること
国（観光庁）	調査への回答、指導への対応
国から委託を受けた者	アンケートなどへの回答

2026年8月と9月に、
アンケートがありました。

回答する担当者を、
1人決めておきます。

協議会の手続は、すべて電子申請で行います

1	準備	e-Govのアカウントと 申請アプリを用意
2	手続を選ぶ	入会・変更・退会を 作業チャート表で確認
3	申請	電子申請のサイトから 申請する
4	控えの保存	通知書が出るのは 入会のときだけ

郵送は
受け付けていません。

連絡先が変わったら、
変更届を出します。

接待防止の手引きと、協議会の手続を確かめましょう

次にやること

1. 接待防止の手引きがあるかを確かめる
2. 研修の記録を残しているかを確かめる
3. 協議会の入会状況と、控えの保管場所を確かめる

出典

出入国在留管理庁：宿泊分野の基準の改正について

観光庁：宿泊分野特定技能・育成就労協議会

この資料は2026年10月2日時点の公表情報をもとにした一般的な整理です。個別の判断は、所管の窓口または専門家にご確認ください。

今の採用と支援の状況を、30分で整理します

ご相談で分かること

1. 求人の条件に合う人材がいるか
2. 紹介手数料と、支払いの方法
3. 入社までの流れと、かかる期間

ご相談の方法

メール：hr@maruchu-bussan.com

公式LINE：@836stfvr

30分の面談予約：
メール・LINEから

- 当社は登録支援機関ではありません。申請書類の作成・提出の代行は行いません。
- 対応分野：飲食料品製造／介護／外食／宿泊／建設／工業製品製造／ビルクリーニング
- 建設現場で直接作業する業務のご紹介は行いません。
- 丸忠物産有限会社 HR事業部　有料職業紹介事業 14-ユ-302507　労働者派遣事業 派14-303784